

洲 監 第 3 5 号
令和7年3月14日

請求人 (省 略)

洲 本 市 監 査 委 員
真 野 陽 一
中 野 睦 子

洲本市職員措置請求（住民監査請求）について

請求人が令和7年3月5日付けで提起した住民監査請求について別紙のとおり決定したので通知します。

決定書

1 請求人

(省 略)

2 請求年月日

令和7年3月5日

3 請求の要旨

令和2年度に実施されたSブリックリノベーション事業において支出された什器備品購入費は、議会の議決が必要な2,000万円以上の物品購入であるが、その手続きを経ていないため、適法でない支出である。また、プロポーザル条件では、什器備品は「テナント入居事業者が負担すべきもの」と明記され、市が拠出する理由はない。よってその支出に係る4,497万8,950円を洲本市長は支払え

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

地方自治法（以下「法」）第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されており、平成14年9月12日の最高裁判例によると、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている。

本件請求の対象となる財務会計行為、Sブリックリノベーション事業（洲本市赤レンガ建物リノベーション事業業務委託）に係る公金の支出は、令和3年4月23日に行われている。

本件請求は令和7年3月5日に提出されており、当該行為の終わった日から1年を経過していると認められる。

請求人の主張する「違法な財務会計行為」は、Sブリックリノベーション事業（洲本市赤レンガ建物リノベーション事業業務委託）の支出に、什器備品購入費が含まれており、工事費と備品購入費は個別に契約し、備品購入費が2,000万円を超えるため議会の議決が必要、また、そもそも当該備品購入について、同契約におけるプロポーザル条件では、テナント入居事業者が支払うべきであり、市が拠出する理由がないものであるので、違法又は不当な支出であり、市に損害を与えたというものである。

このことから監査請求をするに足りる程度に本件財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解される時がいつであるかを整理する。

○Sブリックリノベーション事業（洲本市赤レンガ建物リノベーション事業業務委託）に係る支出に什器備品が含まれていると知りえた時期

請求人が提出した根拠資料（議会報及び市議会会議録写し）によると、令和6年6月24日に開催された洲本市議会令和6年第4回定例会第4日の本会議一般質問において、同事業費に什器備品の購入が含まれていることが示されている。

この議会の内容は令和6年8月15日発行の議会報「みんなのぎかい」と会議録（令和6年9月13日市議会ホームページ公開）に掲載されており、遅くとも令和6年9月13日には、請求人が相当の注意力をもって調査すれば当該行為の存在及び内容を知りうる状態であったと認められる。

上記より、本件請求にかかる事実については、請求人が相当に注意力をもって調査すれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を認識し得る状態であり、監査請求し得たと認められる。

請求人は補正書において「正当な理由」として、上記根拠資料を提出しているにもかかわらず、違法性については認識しえず、関係者に対する聞き取りや関係資料の精査で令和7年3月3日に至り、違法又は不当に公金支出したことが判明したと主張するが、その根拠は示されていない。

よって、その他に考慮すべき特段の事情もないことから法第242条第2項ただし書に規定の「正当な理由」があるということとはできない。

以上のことから、本件請求はその余の点について判断するまでもなく、法第242条第2項の要件を満たさず不適法な請求と判断し、主文のとおり決定する。

令和 7年 3月14日

洲本市監査委員

真 野 陽 一
中 野 睦 子